

高松市総合都市交通戦略検討協議会設置要綱

（設置）

第1条 第5次高松市総合計画基本構想に掲げる政策「快適で人にやさしい都市交通の形成」を具体化する高松市総合都市交通計画（以下「総合都市交通計画」という。）を策定するため、高松市総合都市交通戦略検討協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（活動内容）

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 総合都市交通計画の策定に関すること。
- (2) 総合都市交通計画の推進方策に関すること。
- (3) 新交通システムの必要性及び導入の可能性の検討に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

（組織）

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 交通事業者
- (3) 商工、経済団体関係者
- (4) NPO関係者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事)

第7条 協議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、委員会に出席し、検討事項について意見を述べることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、高松市市民政策部交通政策課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年5月21日から施行する。

2 この要綱による最初の協議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。